



第42号

平成22年8月1日

いちかわし

# 農業委員会だより

編集／発行 市川市農業委員会

市川市東菅野2丁目23番1号

(菅野終末処理場管理棟3階)

電話 047(325)0178

HPアドレス [http://www.city.ichikawa.lg.jp/catpage/cat\\_00000166.html](http://www.city.ichikawa.lg.jp/catpage/cat_00000166.html)



## 稲作体験事業

米っ人クラブによる稲作体験事業も今年で10回目となりました。当日は、好天にも恵まれ、小学生を中心に132人の参加者が15アールの水田に田植えを行いました。

大人も子供もみんな泥んこになって、一生懸命田植えをしました。

秋には、黄金に輝く稲穂が育ち、稲刈り、そして収穫感謝祭と楽しみがいっぱいです。この事業もひとつの耕作放棄地の解消対策です。

場所：市川北高校裏 小川再生親子ふれあい農園内（5月15日）

## 暑中お見舞い申し上げます

富田	三橋	小林	宇田川	三橋	島根	三橋	井上	岡本	石井	森	長谷川	朝倉	稲葉	石井	堀	渡邊	竹内
尚武	弘	妙子	純一	孝夫	一郎	二三男	義勝	好夫	利和	勝之	宗三	徹男	健二	克己	桂治	和昭	一雄

市川市農業委員会

# 市川市農業基本構想の改正



市川市では、農業経営基盤強化促進法に基づき市川市農業施策の規範となる「市川市農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想」を策定しております。

昨年の12月に平成の農地改革とも言われております農地法や農業経営基盤強化促進法等の改正が行われたことに伴い、6月に基本構想の改正が行われました。

主な改正点は、**農地利用集積円滑化団体**を設置し、**農地利用集積円滑化事業**を実施するものです。

農地利用集積円滑化事業には、次の3つの事業があり、今後、円滑化団体が定める事業規程において実施する事業が決められます。

### (1) 農地所有者代理事業（必須事業）

農地所有者の委任を受けて、その人を代理してその農地を担い手等に売渡し、貸し付け又は農業経営、若しくは農作業の委託を行う事業です。

また、農地所有者がその農地について自ら耕作又は管理を行うこ

とが困難になった場合に、貸し付け等が行われるまでの間、その農地を良好な状態に保つために除草等の維持管理を行う事業です。

### (2) 農地売買等事業（任意事業）

農地所有者から円滑化団体が農地を買い入れ又は借り受けて、その農地について担い手等に売り渡し、交換、又は貸し付けを行う事業です。

### (3) 研修等事業（任意事業）

農地売買等事業により買い入れ、又は借り受けた農地を利用して、新たに農業経営を営もうとする人が農業の技術又は経営方法を實地に習得するための研修等を行う事業です。

円滑化事業の実施が適当と認められる区域は、市内全域（市街化区域及び農業上の利用が見込めない森林地域等を除く）となります。

なお、市川市では今後、関係機関と協議を行い今年度中には、農地利用集積円滑化団体が設置される予定です。

## 新農地制度の紹介

### 農地の賃借料情報

農地法の改正で、標準小作料制度が廃止されたことから、今後は農業委員会が農地法第52条の規定に基づき実勢の賃借料情報を公表することとなります。

農地の区分	(10a/年額)		
	平均額	最高額	最低額
田の部（一律）	19,200円	25,000円	15,500円
畑の部（一律）	23,500円	30,000円	11,500円
樹園地の部（一律）	50,400円	60,600円	26,100円

今回の情報は、市内農家が平成20年1月から12月までに契約又は支払われた賃借料です。

毎年、農業委員会では、調査を実施し、ホームページ等で公表していきます。また、契約更新などの参考にしてください。

ださい。

### 農地を相続したら届出を

農地法の改正で、農地の所有権などの権利を相続等（遺産分割・包括遺贈を含む）によって取得した場合は、農家・非農家にかかわらず、その農地のある農業委員会にその旨の届出をしなければならぬことになりました。

### 相続税納税猶予制度

従来、相続税納税猶予の適用を受けた特例農地を貸し付けると猶予が打ち切りとなっていました。が、市の農地利用集積計画により認定農業者等の担い手に貸し付けられた場合は、猶予が継続することになりました。

また、猶予期間中に身体障害等のやむをえない事情により営農継続が困難になった場合は、特例農地を貸し付けても猶予が継続することになりました。

一方、特例農地を20年間耕作することにより、納税免除となりましたが、その免除制度が廃止されました。ただし、制度改正前に適用となった納税猶予については、従来どおり20年間の営農で免除されます。

## 平成21年度 農業委員会活動実績

### 会議開催状況

総会（定例委員会）	総会12回	農地・農政付託調査等	30回
-----------	-------	------------	-----

### 農地の権利移動（農地法第3条）

所有権移転	許可区分	件数	田	畑	計	総計
	県知事	2件	12a	11a	23a	
農業委員会	12件	28a	178a	206a		
耕作権設定	許可区分	件数	田	畑	計	総計
	県知事	0件	0a	0a	0a	0a
	農業委員会	0件	0a	0a	0a	

### 農地の転用

権利移動を伴わない転用（農地法第4条）						
地区	許可区分	件数	田	畑	計	総計
調整区域	知事許可	23件	155a	43a	198a	767a
市街化区域	市届出	153件	188a	381a	569a	
権利移動を伴う転用（農地法第5条）						
地区	許可区分	件数	田	畑	計	総計
調整区域	知事許可	43件	210a	71a	281a	871a
市街化区域	市届出	175件	115a	475a	590a	

### 貸借権の解約（農地法第18条）

解約区分	許可区分	件数	田	畑	計	総計
解約の申入れ	知事許可	0件	0a	0a	0a	71a
合意解約	市通知	9件	40a	31a	71a	

### 相続税の納税猶予

対象者数（平22.1.1現在）	210人	平成21年度中の申請件数	3件
-----------------	------	--------------	----

### 農業委員会委員選挙人名簿（平22.1.1調製）

有権者世帯	有権者数	男	女
704世帯	1,727人	899人	828人

### 農地所有状況（平21.8.1現在）

申告世帯数	田	畑	計
874世帯	49.1ha	569.0ha	618.1ha



今年も市川市農業士等協会による「お花畑」を開園いたします。6月9日に柏井小学校の子供たちと一緒に、百日草やコスモスなどの種まきを行いました。この事業は、市民の方に都市農業への理解を深めていただくもので、平成9年から実施しております。

昨年は、この活動が耕作放棄地防止対策として評価され千葉県農業会議会長賞を受賞しております。

### お花畑づくり活動





# お知らせ

## 所有地及び耕作地に関する 申告にご協力ください

毎年8月1日現在の農地の所有と耕作の状況等を調査するために、農家の皆様には申告書の提出をいただいておりますが、今年度は3年に一度の全件調査の年にあたります。今年も七月末に申告用紙を配布しましたので、指定された日までに農家組合長(農業連絡員)へ提出してください。

農家組合に加入していない方は、**8月10日**までに農業委員会事務局へ提出してください。

この申告は、農政上の大切な基礎資料となることや、農地の権利移動や相続税納税猶予に必要な諸証明の発行の根拠となるものです。

また、来年の7月に予定されております農業委員選挙の選挙人名簿への登載要件の判定根拠になりますので、もれなく申告していただきますようお願いいたします。

申告に併せ、利用権設定調査や耕作放棄地調査も行っております

のでご協力をお願いします。

## 農業新聞のご購読を

「全国農業新聞」は、全国農業会議所が刊行している農家のための情報紙です。みなさまもご購読されてはいかがでしょうか？

毎週一回金曜日発行、購読料月額600円(送料込み)。購読をご希望される方は農業委員会事務局までご連絡ください。

## 農業者年金のご案内

農業者年金は、農業者の老後生活の安定と福祉の向上を目的にしています。少子高齢化時代を迎え、他の制度には無い農業者にとって安心できる制度です。

一定の要件があれば国から保険料助成も受けられます。お問い合わせは、農業委員会事務局若しくはJAいちかわまでご連絡ください。

## 耕作放棄地の

## 解消にご協力を

農地法が改正され、従来から行われていた耕作放棄地調査が法制化されました。農業委員会では、毎年8月から9月に調査を行うこと

としております。昨年の調査では、35・7ヘクタールの耕作放棄地が確認されております。

耕作放棄地の所有者すべてに、農地の管理指導通知を行い協力を求めており、一昨年比に比べ3・7ヘクタールが解消されました。

耕作放棄地は、近隣の農地に影響を与えるだけでなく、不法投棄や残土の投げ込み、枯草からの火災、病害虫の発生などの原因となります。

農業委員会では、今後も市と連携し耕作放棄地の解消に向けた取り組みを強化してまいりますので皆様のご協力をお願いします。

## 建議策定委員会

農業委員会では、市川市に対し農業委員会等に関する法律に基づく「農業施策に関する建議」を行うため、建議策定委員会を設置し、検討を行っております。建議策定にあたり、387名の農家の方々から、ご意見をいただきありがとうございます。

皆様からの貴重なご意見を市川市に届けてまいりますので、今後ともご協力をお願いします。

## ○事務局の人事異動○

本年4月1日付けで農業委員会事務局の定期人事異動がありました。

転入 事務局次長 吉田 博雄  
(前市営住宅課長)

転出 副主幹 鈴木 忠弘  
(教育委員会青少年育成課主幹)  
退職 事務局次長 井原 慶一

## 編集後記

市内農業者は少数派になってしまいました。市川市農家の皆様におかれましては、この厳しい農業環境の中で毎日、頑張っておられますことは、誠に頭が下がる思いでございます。

参議院選挙も終わりましたが、相変わらずの政治不安で、方向性が見えてきません。都市農業は今後どのようになるのか、一貫性のある農政を望んでおります

## 農業委員会だより編集委員

- 竹内 一雄
- 渡邊 和昭
- 岡本 好夫
- 三橋 弘